

武蔵村山市 第五次男女共同参画計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

－ ゆーあいプラン －

素案(案)

令和 年 月

武蔵村山市

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の背景.....	1
(1) 世界の動き.....	1
(2) 日本の動き.....	3
(3) 東京都の動き.....	4
3 第四次計画の推進状況.....	5
(1) 事業の評価方法.....	5
(2) 進捗状況.....	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の位置付け・性格.....	7
(1) 計画の位置付け.....	7
(2) 計画の性格.....	7
2 計画の期間.....	8
3 基本理念.....	9
4 サブタイトル.....	9
5 基本目標.....	10
基本目標1 男女平等の実現に向けた意識の向上.....	10
基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶【DV防止基本計画】.....	10
基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】 ..	11
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	11
6 計画の体系.....	12
7 重点事業の設定.....	14
第3章 計画の内容	15
1 計画の事業区分.....	15
2 事業担当課と重点事業の数値目標の設定.....	15
3 施策の展開.....	16
基本目標1 男女平等の実現に向けた意識の向上.....	16
基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶.....	22
基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進.....	29
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	37

第4章 計画の推進に向けて	47
1 計画の推進体制・連携体制.....	47
(1) 連携による計画の推進.....	47
(2) 男女共同参画センター「ゆーあい」の浸透.....	48
(3) 情報発信の強化.....	48
2 計画の進行管理.....	49
資料編	50
1 男女共同参画社会基本法.....	50
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	54
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	64
4 東京都男女平等参画基本条例.....	71
5 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会設置要綱.....	73
6 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会開催経過.....	74
7 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会委員名簿.....	75
8 武蔵村山市男女共同参画推進委員会設置要綱.....	76
9 武蔵村山市男女共同参画推進委員会開催経過.....	77
10 武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿.....	78
11 その他の市民参加.....	79
12 用語集.....	80

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和 60（1985）年に、女性の地位向上と男女平等に向けた取組を総合的に推進するための計画として「婦人問題解決のための武蔵村山市行動計画」を策定しました。

その後、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢が変化する中、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進するため、平成 12（2000）年に「婦人問題解決のための武蔵村山市行動計画」の改訂版として、第一次計画となる「武蔵村山市男女共同参画計画（男女 YOU・I プラン）」を策定しました。

以降、平成 22（2010）年には第二次計画、平成 27（2015）年には第三次計画を策定し、この間、平成 18（2006）年には、本市における男女共同参画の中心拠点として「男女共同参画センター」を開設するなど、男女共同参画の推進に向けた様々な施策を展開してきました。

令和 2（2020）年 3 月には、新たに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」に基づく推進計画を包含した「武蔵村山市第四次男女共同参画計画（ゆーあいプラン）」を策定し、「誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま」の基本理念のもと、「誰もが性別や年齢、国籍にかかわらず尊重され、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できるまち」を目指して取り組んできました。

第四次計画策定後も社会経済情勢は変化し続けており、特に令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV*）の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらしたことから、男女間の暴力やハラスメント*の根絶を推進し、固定的な性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）*を解消する男女共同参画の重要性が一層高まっています。

第四次計画の計画期間が令和 6（2024）年度をもって満了するに当たり、社会経済情勢や市民意識の変化等を踏まえ、本市における男女平等・男女共同参画社会の形成を更に推進するために、「武蔵村山市第五次男女共同参画計画（ゆーあいプラン）」を策定します。

2 計画の背景

（1）世界の動き

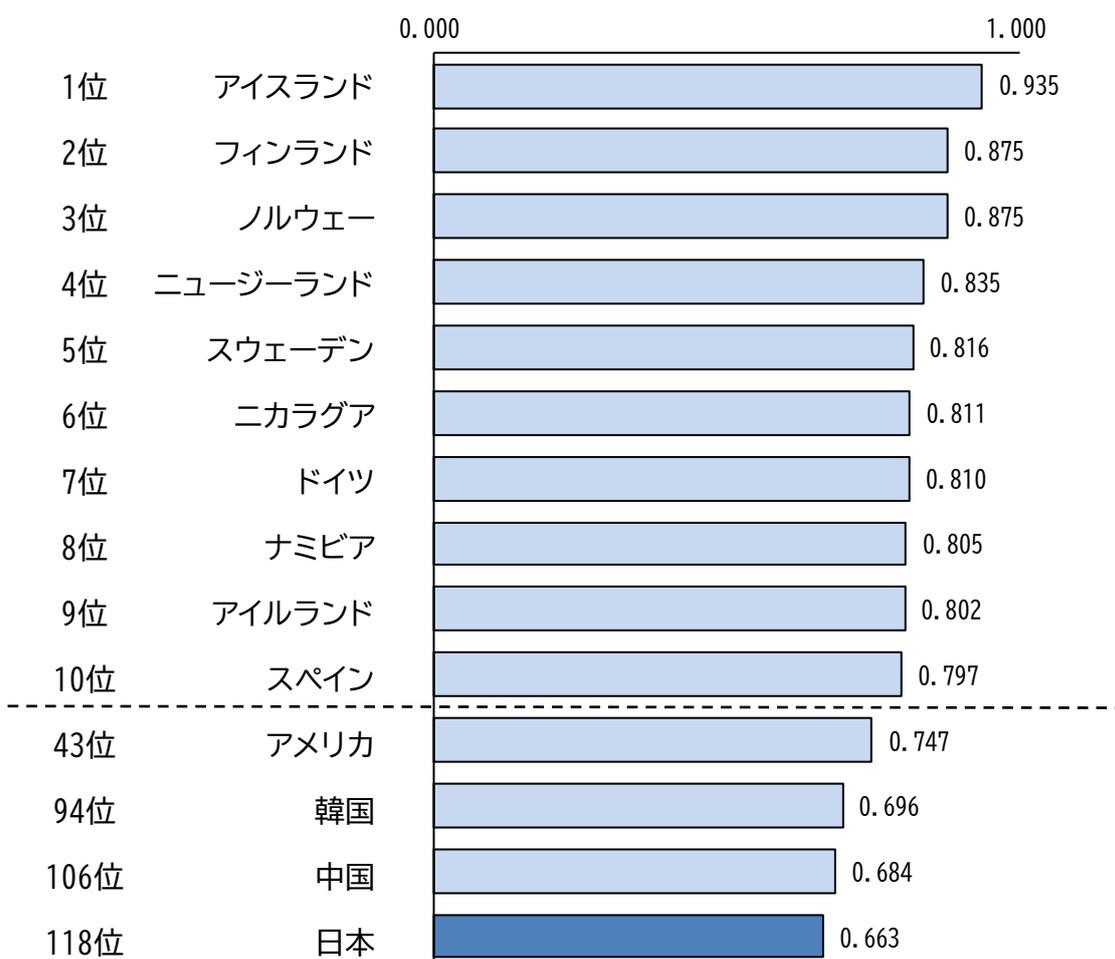
近年の世界の動きとしては、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12（2030）年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が公表されました。

SDGsは、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されており、その一つ、目標5には「ジェンダー平等*を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント*を行う」という目標が掲げられています。

令和6（2024）年6月、国際的な研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」（SDSN）は、世界各国のSDGsの達成度を評価した「Sustainable Development Report」（持続可能な開発目標報告書）の2024年版を発表し、その中で日本のSDGs達成度は167か国中18位とされています。しかし、17の目標のうち、国会議員（衆院議員）の女性比率の低さや男女の賃金格差を背景に、目標5のジェンダー平等を含む五つの目標に対し「深刻な課題がある」との評価となっています。

また、令和6（2024）年に世界経済フォーラムが公表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数*（Gender Gap Index：経済、教育、健康、政治の四つの分野のデータから作成）では、日本は146か国中118位であり、前年の125位から七つ順位を上げていますが、政治・経済分野での低迷が続いています（図1-1）。

図1-1 ジェンダー・ギャップ指数(2024年)



資料：Global Gender Gap Report 2024 より作成

(2) 日本の動き

近年の日本の動きとしては、令和2（2020）年12月に、国において「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」及び「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が示されました。

法制面では、令和4（2022）年7月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に関する制度改正が行われ、従業員301人以上の事業主に対し、女性の活躍に関する情報として「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務付けられました。また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法*」という。）」は数次にわたる改正が行われ、男性の育児休業取得促進に向けた制度の創設、子育て中の従業員の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や子育て・介護と仕事の両立に関する個別の意向聴取の義務化、子の看護休暇の見直し等が盛り込まれました。

令和5（2023）年6月には、性的マイノリティに対する理解を広めるための「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下「LGBT理解増進法*」という。）」が施行されました。

また、令和6（2024）年4月には、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性を支援するための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法*）」が施行されています。

同月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法*）」も改正され、保護する対象を身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで拡大するとともに、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画に、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について記載することとされました。

(3) 東京都の動き

近年の東京都の動きとしては、令和4（2022）年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」が「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」「配偶者暴力対策」を三つの柱とした内容に改定され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、様々な施策が展開されています。

また、同年11月、多様な性への理解を深め、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として「東京都パートナーシップ宣誓制度*」の運用を開始しました。併せて、令和5（2023）年3月、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、性自認及び性的指向に関する施策の推進に当たっての基本的な考え方、施策の方向性等を明らかにした「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されています。

令和6（2024）年3月には、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されています。

3 第四次計画の推進状況

(1) 事業の評価方法

第四次計画では、同計画で掲げた 63 事業（99 件）の推進状況について、毎年度、各事業の担当課が各事業を自己評価しており、それらの結果を推進状況調査報告書として公表しています。各事業の自己評価については、各年度に行った事業に対して、以下の 5 段階区分に基づいて行っています（表 1-1）。

表1-1 自己評価の5段階区分

A	十分進捗し、大きな成果が得られている。
B	概ね進捗し、具体的な成果が得られている。
C	事業を実施しているが、具体的な成果は得られていない。
D	不十分で課題が多い。
E	事業を実施していない。

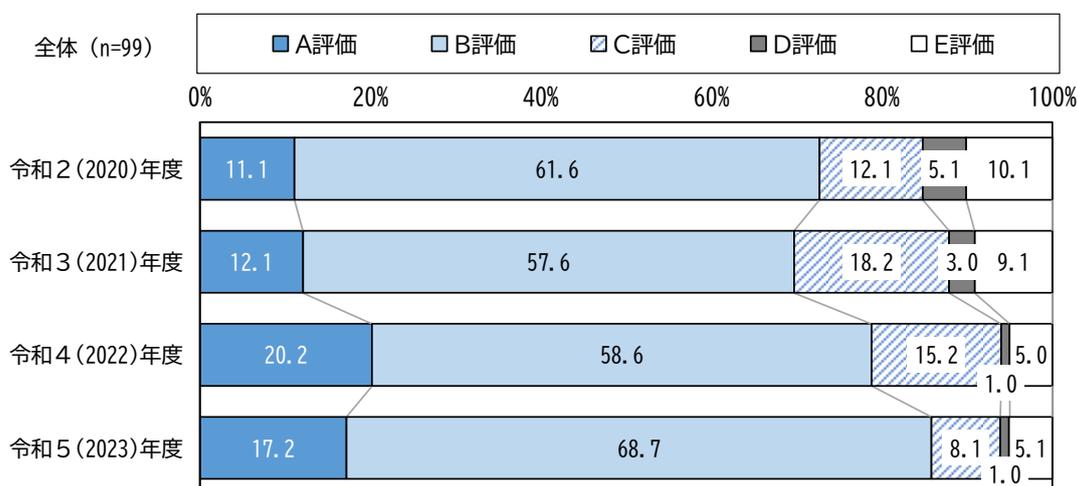
(2) 進捗状況

① 全体

令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの全事業の担当課の自己評価結果を見ると、A 評価及び B 評価が増加傾向にあり、令和 5 年度には A 評価及び B 評価の合計で 8 割を超えています。一方で、減少傾向にはあるものの、令和 5 年度時点で E 評価が 5.1% となっています（図 1-2）。

本計画では、A 評価及び B 評価に該当する事業を更に充実させていくとともに、C～E 評価の各事業の内容を再度精査し、必要に応じて事業の見直しを行うことで、各事業の実効性を高めていくものとします。

図1-2 第四次計画期間中の事業評価のまとめ



② 基本目標1 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進 (19事業・26件)

令和5(2023)年度の事業実施状況を見ると、A評価及びB評価を合計すると92.3%を占めており、基本目標1で掲げるほとんどの事業は、事業の実施により何らかの成果が得られていると評価されています。

就労における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス*の推進は、本計画においても、今後も推進していくことが求められる分野であることから、新規事業の検討を含め、さらなる成果を創出する事業展開が重要です。

③ 基本目標2 あらゆるハラスメントの根絶 (19事業・40件)

令和5(2023)年度の事業実施状況を見ると、A評価及びB評価を合計すると90.0%を占めており、基本目標2で掲げる多くの事業においても、何らかの成果が得られていると評価されています。一方で、E評価の割合が7.5%(3件)と比較的高いことから、事業の目的や内容を見直し、適切な事業の実施に努めることが重要です。

④ 基本目標3 誰もが平等を実感できるまちづくり (18事業・25件)

令和5(2023)年度の事業実施状況を見ると、A評価及びB評価を合計すると72.0%と他の基本目標に比べ低く、C評価が24.0%と他の基本目標に比べ高くなっています。

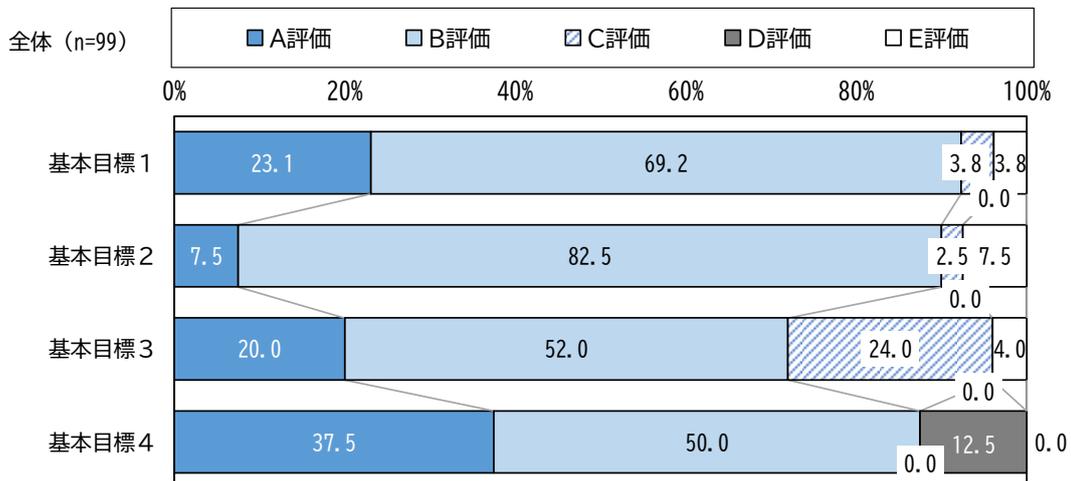
C評価の事業において成果が得られていない要因を把握し、目標の再設定を図ることが重要です。

⑤ 基本目標4 すべての分野での男女共同参画の推進 (7事業・8件)

令和5(2023)年度の事業実施状況を見ると、A評価及びB評価を合計すると87.5%、D評価が12.5%(1件)となっています。

D評価の事業において基本目標の達成に資する適切な事業内容と目標の再設定を図り、成果に結び付けていくことが重要です。

図1-3 令和5(2023)年度 基本目標別の事業評価



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け・性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、以下のように位置付けます。

- ① 「武蔵村山市第五次長期総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- ② 男女共同参画社会基本法*第14条第3項に規定する当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）に当たります。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を包含します。
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）を包含します。

(2) 計画の性格

本計画は、以下のような特徴を有します。

- ① 本市において男女共同参画を推進するための施策を総合的・体系的にまとめており、市民や市内事業者、関係機関等との連携を図り、市全体で取り組むための計画です。
- ② 公募委員、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員、学識経験者で構成された武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会からの「武蔵村山市第五次男女共同参画計画」の策定に向けた提言」や会議での議論を尊重して策定しています。
- ③ 市民意識調査や事業所調査（ともに令和5（2023）年度実施）から把握した現状や課題、パブリックコメント（令和6（2024）年度実施）による意見を踏まえ策定しています。
- ④ 計画の実効性を高めるために、各事業において、可能な限り、活動指標と成果指標を設定し、それらの達成状況を毎年度把握し、必要に応じて、改善を図り、事業を継続して実施します。
- ⑤ SDGsの理念である「誰一人として取り残さない」社会の実現と軌を一にした取組を進める計画であり、SDGsのうち特に関連の深い目標5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ八つの目標の達成を目指します。

本計画と関連の深いSDGsの項目

 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	
<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

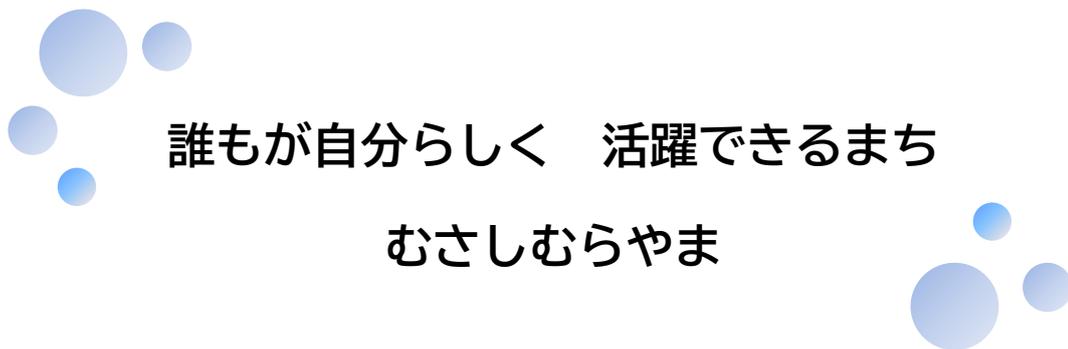
令和3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11年度 (2029)
第四次計画				武蔵村山市第五次男女共同参画計画				

3 基本理念

本市の男女共同参画計画の基本理念は、次のように変遷してきました。

- 第一次計画 男女共同参画社会の実現をめざして
- 第二次計画 誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくります
- 第三次計画 誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会をつくりましょう
- 第四次計画 誰もが自分らしく イキイキと暮らせるまち むさしむらやま

第五次計画では、第二次計画以降の流れを踏襲しつつ、性別、年齢、職業、働き方、障害の有無、家族形態、国籍、性自認・性的指向等、様々な違い（多様性）にかかわらず、個人として尊重され、仕事・地域・家庭生活などあらゆる場面で、個性と能力を十分に発揮できる市を目指し、「誰もが自分らしく 活躍できるまち むさしむらやま」を本計画の基本理念に定めます。



4 サブタイトル

第二次計画から、本市の男女共同参画計画のサブタイトルとして「男女YOU・Iプラン」が付けられています。また、男女共同参画情報誌は「YOU・I」、男女共同参画センターの愛称は「ゆーあい」であり、本市の男女共同参画計画のサブタイトルに「YOU・I（ゆーあい）」を掲げることで、「YOU・I（ゆーあい）」＝「男女共同参画」というイメージづくりに寄与してきたと考えられます。

第四次計画からは、社会において多様性がより一層重視されるようになったことを踏まえ、限定的な印象を持たれるおそれのある「男女」という言葉の使用を控えた「ゆーあいプラン」に変更しています。

本計画においても、引き続き、サブタイトルを「ゆーあいプラン」とします。

5 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、以下の四つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女平等の実現に向けた意識の向上

男女平等の実現は、家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、しきたり等を含め、あらゆる場面において、男女共同参画を推進していく上で不可欠なものであり、人権が尊重される社会の実現にもつながるものです。

市民意識調査の結果からは、固定的な性別役割分担に対する考え方は性別や年代により意識に差があること、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合では男女平等になっていないと感じる人が多いことが示されています。固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けて、また、多様な性の在り方への理解を深めるため、学校教育をはじめ幼少期から人権尊重を基本とした男女平等の考え方を普及するとともに、市民に分かりやすい周知や広報を行うことが重要です。

こうした点を踏まえて、基本目標1に「男女平等の実現に向けた意識の向上」を掲げます。

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶【DV防止基本計画】

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つとなっています。DVや性暴力・性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。国においても、こうした認識を社会全体で共有し、取組を強化する方針を示しています。

また、セクシュアル・ハラスメント*をはじめ、パワー・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*などの各種ハラスメントは、働く場や教育の場、地域社会など様々な場面で発生する可能性があることから、市民一人一人があらゆる暴力・ハラスメントを許さない意識を持つことなど、暴力・ハラスメントの根絶に向けた取組の充実が求められます。

こうした点を踏まえて、基本目標2に「あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」を掲げます。

基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】

働く女性や共働き世帯が増加する中、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした「女性活躍推進法」が施行され、本市においても働く意思を持つ女性が、個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるまちづくりが進められています。

女性が働きやすい職場づくりを推進することは、男性を含む誰もが働きやすい環境づくりにつながります。長時間労働の是正やテレワーク*の導入などによる柔軟で多様な働き方、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参画など、性別にかかわらず誰もが仕事・家庭・地域に参画することを可能とするワーク・ライフ・バランスの一層の推進が求められています。

こうした点を踏まえて、基本目標3に「女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進」を掲げます。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

男女平等・男女共同参画社会の形成の取組は、家庭や職場、学校にとどまらず、自治会、老人クラブ、PTA、子ども会等、様々な地域コミュニティにおいても浸透させていくことが重要です。

また、平常時にとどまらず、災害発生後の緊急時においても、家事、子育て、介護等の役割が女性に過度に集中することを抑制するとともに、女性の視点を取り入れ多様なニーズに配慮した避難所運営を行うため、防災・復興に係る意思決定の場での女性参画を推進することが重要です。令和6（2024）年当初に発生した能登半島地震においても、改めて災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進の重要性が浮き彫りとなっています。

併せて、ひとり親家庭や障害者、外国人住民等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備することや、性別に特有の疾患の予防をはじめ、男女双方の健康課題に対する理解とそれぞれの特性に応じた健康づくりへの支援が求められています。

こうした点を踏まえて、基本目標4に「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を掲げます。

6 計画の体系

基本理念	基本目標
誰もが自分らしく 活躍できるまち むさしむらやま	<p>基本目標 1</p> <p>男女平等の実現に向けた意識の向上</p>
	<p>基本目標 2</p> <p>あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】</p>
	<p>基本目標 3</p> <p><u>女性活躍の推進</u>と ワーク・ライフ・バランスの推進 【女性活躍推進計画】</p>
	<p>基本目標 4</p> <p>誰もが安心して暮らせるまちづくり</p>

主要課題	施策
<p>① 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消</p>	<p>①男女平等の意識啓発 ②学校における男女平等教育の推進</p>
<p>② 性の多様性の尊重</p>	<p>○性の多様性の尊重と理解の促進</p>
<p>① 配偶者等からの暴力防止と被害者支援</p>	<p>①人権尊重と暴力防止に向けた意識啓発 ②早期発見と暴力被害者への支援 ③連携体制の強化</p>
<p>② 各種ハラスメントの防止と被害者支援</p>	<p>①各種ハラスメントの防止に向けた意識啓発 ②早期発見と各種ハラスメント被害者への支援</p>
<p>① 女性活躍の推進</p>	<p>①女性の活躍の場を広げるための支援 ②意思決定過程への女性参画の推進</p>
<p>② <u>ワーク・ライフ・バランス</u>の推進</p>	<p>①男女がともに働きやすい職場環境づくり ②市民のワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援 ③男性の家事・育児・介護への参画の促進</p>
<p>① 地域社会での男女共同参画の推進</p>	<p>○地域における男女共同参画の促進</p>
<p>② 防災分野での男女共同参画の推進</p>	<p>○防災分野への女性参画の促進</p>
<p>③ 誰もが安心して生活できる環境の整備</p>	<p>①さまざまな困難を抱える人への支援 ②多文化共生の推進</p>
<p>④ 生涯にわたる健康支援</p>	<p>①妊娠・出産への切れ目のない支援 ②性差・年代に応じた健康づくりの支援</p>

7 重点事業の設定

本計画で掲げる事業の中で、特に重点的に取り組むべき事業を重点事業として位置付けます。重点事業は、前述した基本目標ごとに複数設定し、それぞれ数値目標を掲げて進捗管理を行います。

表2-1 重点事業の一覧

基本目標	主要課題	No.	事業名	事業担当課	ページ
1	1	1	男女平等に関する各種情報の提供・発信	協働推進課	P18
		4	学習機会の提供の充実	協働推進課 文化振興課	P18
	2	10	性の多様性に関する理解の促進と当事者支援の推進	協働推進課	P21
2	1	14	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	協働推進課 秘書広報課	P24
	2	26	あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発の推進	協働推進課	P28
3	1	30	女性の復職・再就職等に向けた支援	協働推進課 産業観光課	P31
		31	女性リーダーの育成	協働推進課	P31
		34	各種審議会等への女性の参画促進	全課	P31
	2	39	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	協働推進課	P35
		45	育児休業・介護休暇取得に向けた環境づくり	職員課	P36
4	1	47	男女共同参画の推進を担う地域の団体等との連携	協働推進課	P38
	2	51	避難所における男女共同参画の推進	防災安全課	P40
	3	54	ケアラーへの支援の充実	高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課 教育指導課	P42
	4	58	妊産婦のための相談体制の充実	子ども子育て支援課	P45
		64	心とからだの健康づくりの推進	健康推進課 スポーツ振興課	P46

第3章 計画の内容

1 計画の事業区分

本計画の事業については、第四次計画での事業を基礎としていますが、社会経済状況の変化や市民意識調査及び事業所調査、市民懇談会や推進委員会での議論等を踏まえて、新たに取り上げた事業に【新規】、事業内容の充実や見直しを行った事業に【更新】と示しています。

2 事業担当課と重点事業の数値目標の設定

本計画に登載した各事業を確実に実行するため、事業の担当課を明示します。また、重点事業について数値目標を明示します。

【図表について】

次ページ以降では、市民意識調査や事業所調査等の各種調査結果や統計の図表を掲載しています。以下の点に御注意ください。

- ① グラフ中の（n= ○○）という表記は、その項目の有効回答者数であり、割合算出の基礎となります。
- ② 割合は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100.0%にならないことがあります。
- ③ 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、割合を算出しています。このため、割合の合計は、通常100.0%を超えます。
- ④ 文章やグラフにおいて、設問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。

3 施策の展開

基本目標 1 男女平等の実現に向けた意識の向上

主要課題① 男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消

(1) 現状と課題

市民意識調査で男女の地位について「平等」と回答した割合を、前回調査・前々回調査と比較すると、全ての分野で減少傾向にあります（図3-1）。これは、市民の男女平等に関する意識が向上するにつれ、社会の中にある性別による不平等に気付くことが増えたことによる結果とも考えられます。

社会の様々な場面において男女が平等になっていると感じることができるよう、今後も引き続き男女平等の意識啓発、男女共同参画を推進するための施策・事業を展開していくことが重要です。

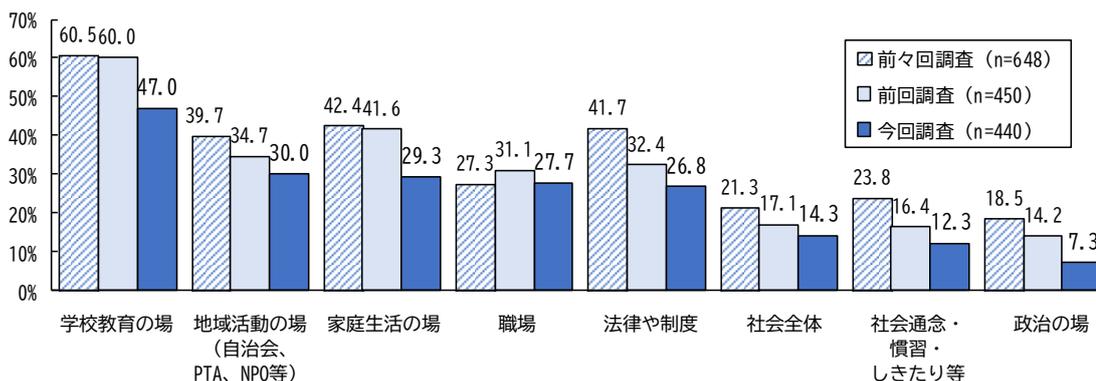
また、『男性が優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）』とする割合を性別で見ると、いずれの分野でも男性に比べ女性で高く、特に政治の場は79.0%、「社会通念・慣習・しきたり等」が71.2%、「社会全体」で69.5%であるなど、意識の差が大きくなっています（図3-2）。

一方で、「学校教育の場」については、男女ともに『男性が優遇』と捉える割合が低くなっています（同図）。次代を担う子どもたちに対して、人権尊重を基礎とした男女平等教育を推進するとともに、性別にかかわらず、誰もが自らの個性と能力を十分に発揮できる進路（職業）を選択する能力を育成するためのキャリア教育を推進することが必要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）については、性別では「女性」、年齢別では若い年代ほど『反対』の割合が高い一方で、「男性」及び「40歳代」以上の年代では、『賛成』の割合が高いなど（図3-3）、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

男女平等・男女共同参画を推進するには、男女とも様々な世代においてこうした意識を解消するための取組を進め、社会全体の意識を変えていくことが必要です。

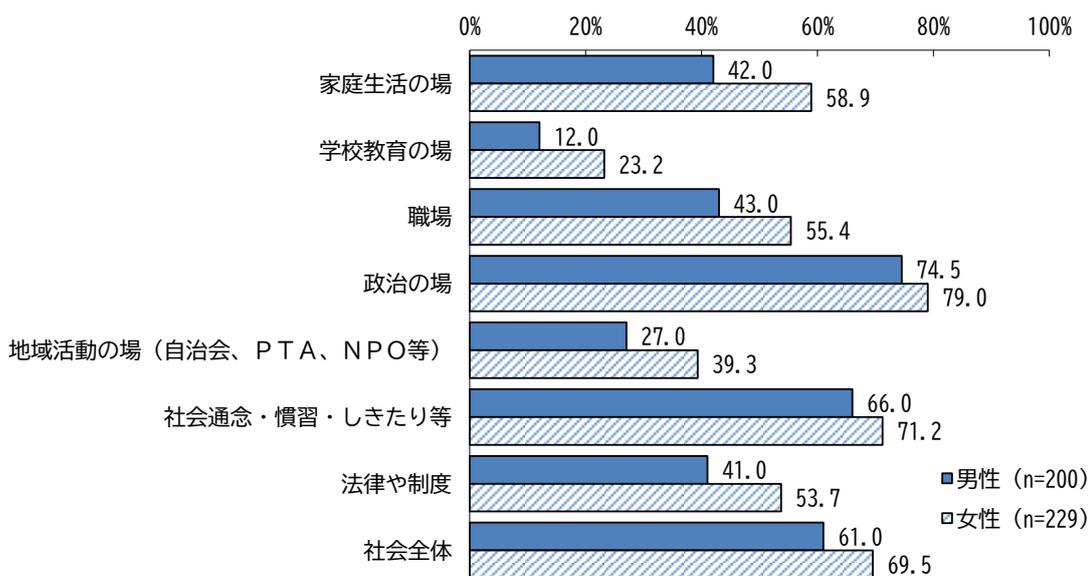
図3-1 各分野の男女の平等感（「平等」の割合）の推移【経年比較】



* 前々回調査は平成25年7月、前回調査は平成30年8月実施。

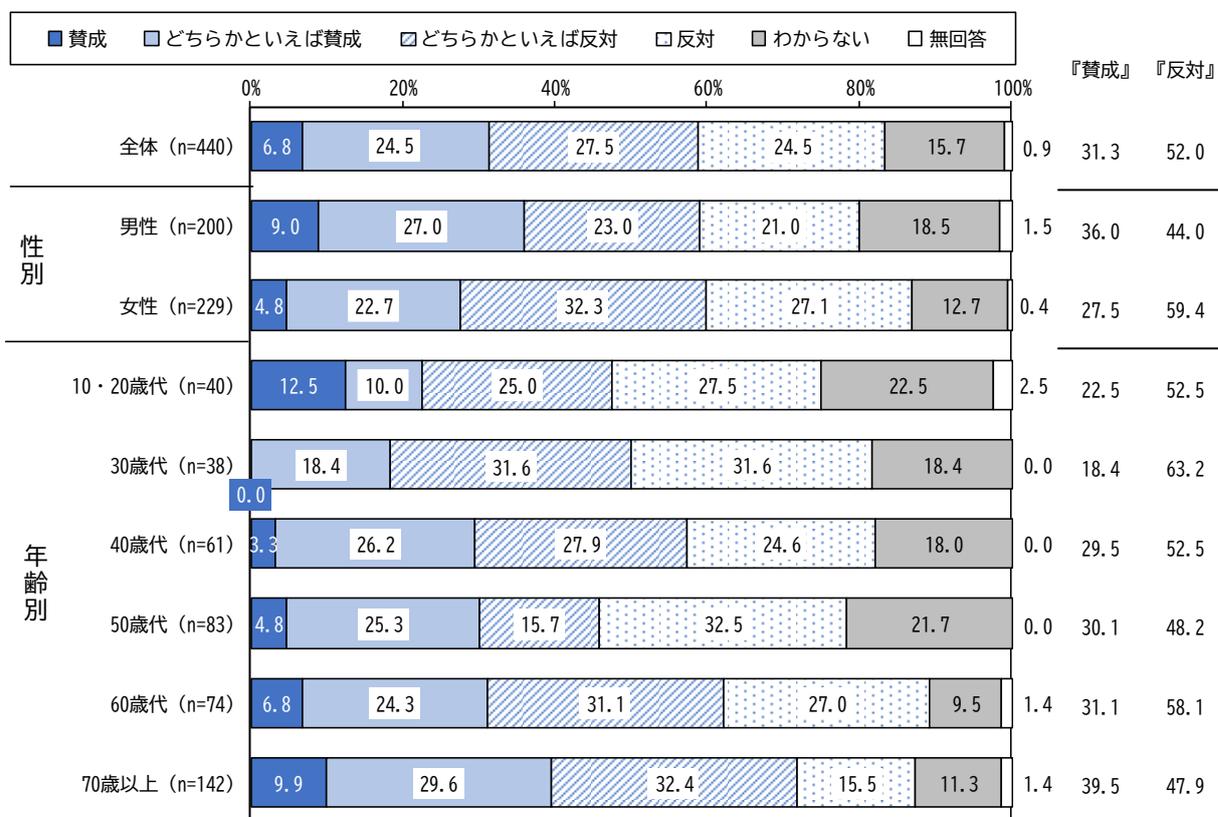
資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

図 3-2 各分野の男女の平等感(『男性が優遇』の割合)の比較【性別】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

図 3-3 固定的な性別役割分担に対する考え方【全体／性別／年齢別】



※「No.」欄には、参考として、第四次計画における事業 No. を囲み数字で併記しています。

(2) 施策と事業

① 男女平等の意識啓発

No.	事業名	事業内容	事業担当課
1 39	男女平等に関する各種情報の提供・発信 重点事業	多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを旨として、市民への啓発を積極的に進めます。	協働推進課
2 40	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間*を周知し、固定的な性別役割分担意識やジェンダー*にとらわれず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。	協働推進課
3 12	家庭内での男女平等意識の推進	夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を推進します。	協働推進課
4 41	学習機会の提供の充実 重点事業	多くの市民が生涯学習を通じて多様な知識や考え方を身に付け、ひいては男女平等、人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等に対する認識を深めることで、より充実した人生を送ることができるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に取り組みます。	協働推進課 文化振興課
5 42	男女平等の視点での市刊行物等への留意	本市が広報、出版物等で情報を発信する際には、男女平等の視点から配慮を行い、ジェンダーにとらわれず人権を尊重した表現を用いることに十分留意します。	全課

② 学校における男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
6 24	人権教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高め、自他の大切さを認め合い尊重し合うよう、男女平等に関する資料等も活用し、人権教育を推進します。	教育指導課 秘書広報課
7 43	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、OJT 等において「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用した研修を行います。	教育指導課
8 44	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに主体的に進路（職業）を選択する能力・態度を育むため、各学校での生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。	教育指導課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
1 39	男女平等に関する各種情報の提供・発信	(1)情報誌の全戸配布回数	1回	年1回	協働推進課
		(2)市報への特集記事等の掲載回数	—	年1回	
		(3)パネル展の実施回数	3回	年3回以上	
4 41	学習機会の提供の充実	講座の実施数／参加率	13講座／41.3%	年13講座以上／90%以上	協働推進課
		公民館講座の実施数／参加率	13講座／64.5%	年13講座以上／90%以上	文化振興課

(1) 現状と課題

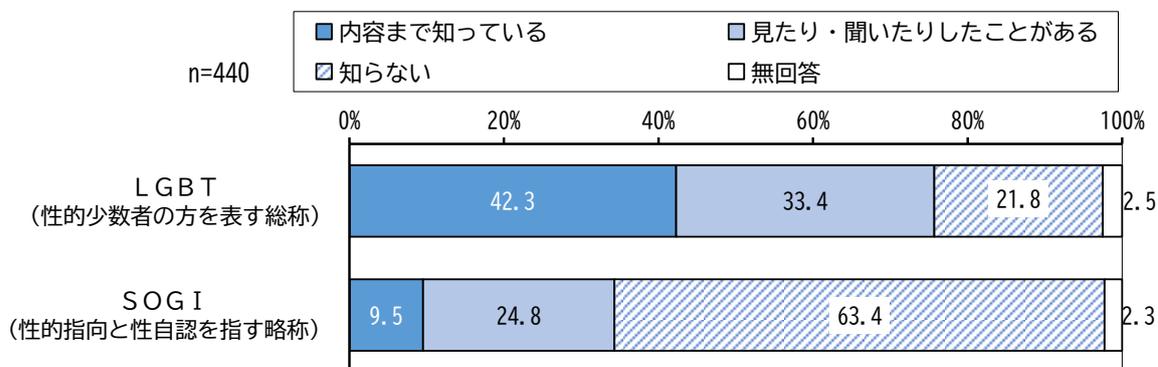
「LGBT理解増進法」が施行され、地方公共団体の役割として、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて人々の理解の増進に関する施策を実施するよう努めることが求められています。また、東京都による「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用開始など、性の多様性をめぐる状況は大きく変化しています。

本市においては、性の多様性への理解を促進するための情報発信を行うとともに、パートナーシップ制度等の具体的な施策についても検討してきました。また、学校教育においては、発達段階に応じた性に関する指導、支援を必要とする子どもたちの状況に応じた個別的対応を行っています。

市民意識調査の結果では、用語の認知度として、性的少数者の方を表す総称である<LGBT*>では「内容まで知っている」と回答した人が全体の約4割であるのに対し、性的指向と性自認を表す略称である<SOGI*>では6割以上の人々が「知らない」としています(図3-4)。

それぞれの性を尊重するとともに、性の多様性を取り巻く人権課題等について、市民の正しい理解と配慮を促すための取組の推進が必要です。

図3-4 性の多様性に関する用語の認知度【全体】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

(2) 施策と事業

○ 性の多様性の尊重と理解の促進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
9 45	年代に応じた性教育の推進	性別による身体の違いについて十分に理解するとともに、人権尊重の視点も含む性自認や性的指向に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	協働推進課 教育指導課
10 46	【更新】 性の多様性に関する理解の促進と当事者支援の推進 重点事業	性の多様な在り方とその人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、東京都パートナーシップ宣誓制度の周知や性的少数者に対する支援を行います。	協働推進課
11 47	小・中学校における個別的支援	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別的支援を行います。	教育指導課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
10 46	性の多様性に関する理解の促進と当事者支援の推進	(1) L G B T Q 相談の実施	—	実施	協働推進課
		(2) 啓発活動の実施回数	パネル展 2回 市報コラム掲載 6回	年6回以上	

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

主要課題① 配偶者等からの暴力防止と被害者支援

(1) 現状と課題

市民意識調査の結果では、DVの被害状況については、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」の五つの暴力のいずれかで被害を受けた『経験あり』が、男性で1割、女性では3割を超えています（図3-5）。

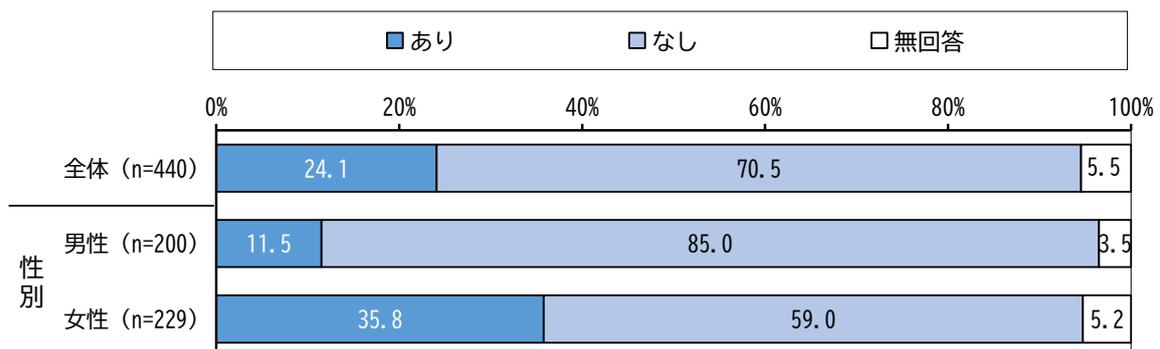
そのうち、そうした相手の行為により命の危険を「感じたことがある」との回答は、女性で18.3%、約5人に1人となっています（図3-6）。

DV被害に関しては、被害者の生命に関わる深刻なケースが起こり得ることを念頭に、庁内の各課や関係機関と連携を強化し、被害者の早期発見と安全確保、子どもがいる場合にはその子どもを含めた継続的な支援を行うことが重要となります。

DV相談支援については、女性は「相談した」が4割であるのに対し、男性は「相談しようと思わなかった」が5割となっている（図3-7）ほか、知っている相談窓口の割合は、女性に比べ男性で低くなっています。

本市においては、市役所及び男女共同参画センターに相談窓口を設け、相談内容に応じて警察や関係機関につないでいますが、今後は対面による相談のほか、電話相談・インターネット等を活用した多様な相談窓口の周知に努めるなど、性別にかかわらず誰もがためらうことなく、気軽に相談しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。

図3-5 五つの暴力のいずれかで被害を受けた経験【性別】



※五つの暴力の形態例

身体的暴力：殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた

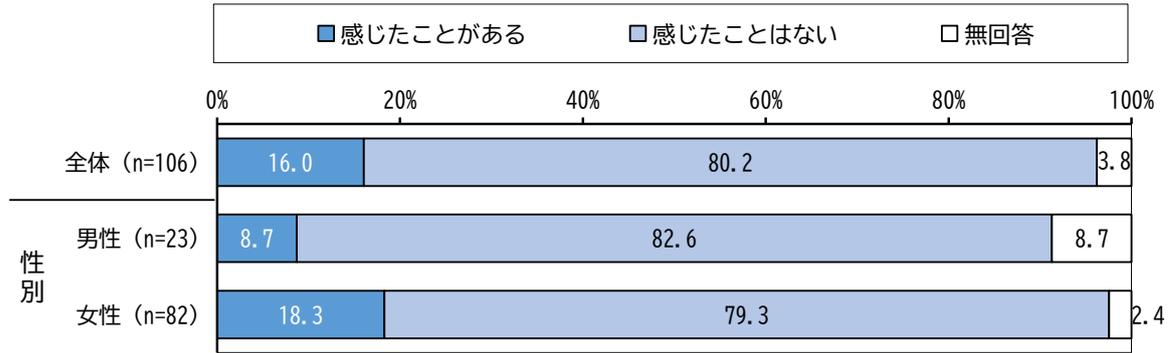
精神的暴力：精神的な嫌がらせや暴言など、自分や家族に危害を加えるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた

性的暴力：嫌がっているのに、性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しない

経済的暴力：必要な生活費を渡さなかったり、過度にお金を細かく管理されるなどの経済的な圧力を受けた

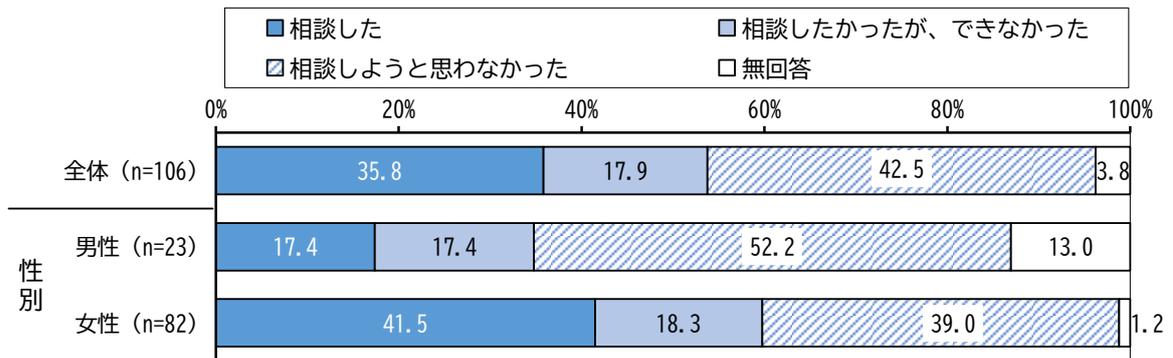
社会的暴力：親族や友人等との交友関係を制限されたり、電話・メールの内容の監視、外出を禁止された

図3-6 DVにより命の危険を感じたことの有無【性別】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

図3-7 DVの相談状況【性別】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

(2) 施策と事業

① 人権尊重と暴力防止に向けた意識啓発

No.	事業名	事業内容	事業担当課
6 24	人権教育の推進 (再掲)	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高め、自他の大切さを認め合い尊重し合うよう、男女平等に関する資料等も活用し、人権教育を推進します。	教育指導課 秘書広報課
12 25	【更新】 DVの防止に向けた 広報・啓発	重大な人権侵害でもある配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為*等の暴力の防止に向けて、広く意識啓発を行います。	協働推進課
13 26	若年層に対する暴力 の防止に向けた教育 の推進	DVやデートDV*に対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。	協働推進課 教育指導課
14 27	あらゆる暴力の根絶 に向けた広報・啓発 の推進 重点事業	就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。	協働推進課 秘書広報課
15 28	児童虐待防止に向け た見守り体制の強化	児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化します。	子ども子育て 支援課
16 29	【更新】 メディア・リテラシ ーの育成とネット上 での人権侵害の防止 に向けた啓発の推進	メディアの多様化やスマートフォンの普及により、膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。市民が様々なメディアから発信される情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力(メディア・リテラシー)を身に付けることができるよう啓発を行います。また、性的表現や暴力表現から児童・生徒を守るため、情報モラルやリテラシーに関する教育の充実を図るとともに、子どもにも学びやすい親子参加型の講座を実施します。	協働推進課 教育指導課 文化振興課

② 早期発見と暴力被害者への支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
17 30	【更新】 相談業務の充実	DVに関する相談窓口・情報提供窓口を広く周知し、早期の相談を促すとともに、迅速かつ的確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。相談窓口には、対面相談のほか、電話相談やオンライン相談等、気兼ねなく相談できる窓口も設けます。また、相談業務において二次被害*が生じないように、相談員をはじめとする職務関係者の資質向上を図ります。	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課 子ども育成課
18 31	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者からの相談に応じます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
19 32	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	子ども子育て支援課
20 33	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、保育園等関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	協働推進課 福祉総務課 子ども育成課 子ども子育て支援課 教育総務課 教育指導課
21 34	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設(シェルター)*を活用します。	福祉総務課 子ども子育て支援課
22 35	特に支援を要する様々な被害者の安全確保	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
23 36	被害者への対応に対する留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の取扱いには十分留意します。また、住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	全課

No.	事業名	事業内容	事業担当課
24 37	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもと共に安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学の援助や相談を行います。	子ども育成課 子ども子育て支援課 教育総務課 教育指導課

③ 連携体制の強化

No.	事業名	事業内容	事業担当課
25 38	【更新】 庁内連携及び関係機関との連携の推進	DV、虐待等の暴力や人権被害の解決に向けて、関係課間の連携及び警察や東京都等の関係機関、市医師会・歯科医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を推進します。必要に応じて、庁内連絡会及び関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども育成課 子ども子育て支援課

(3) 重点事業の数値目標

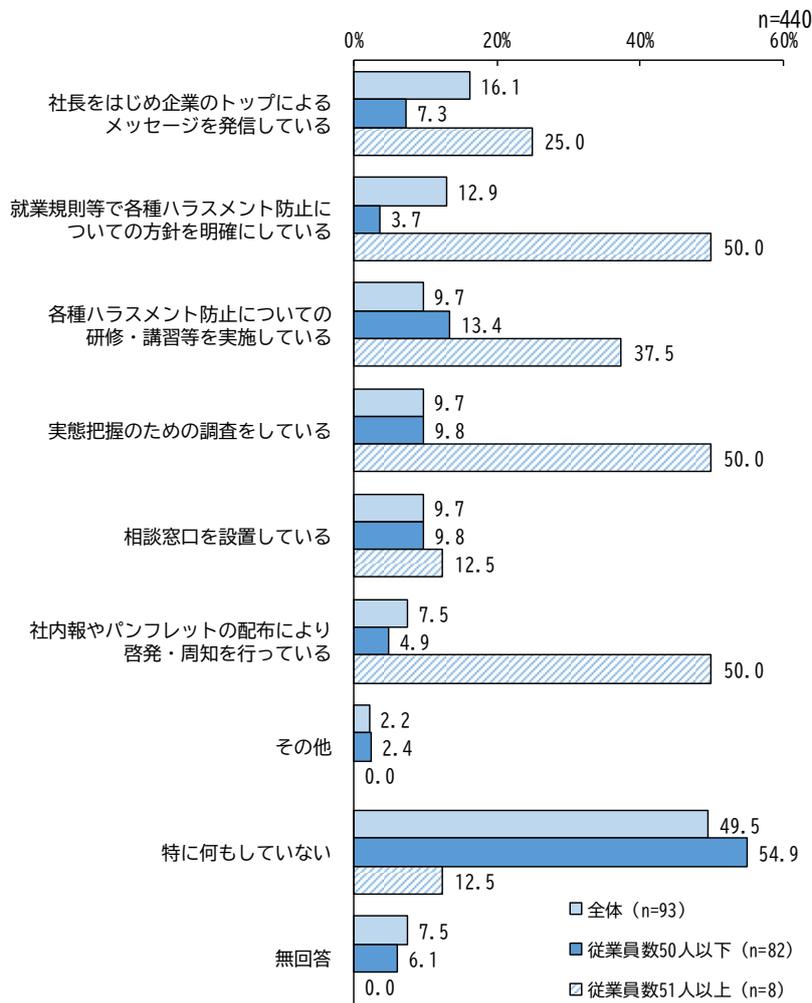
No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
14 27	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	(1)啓発活動の実施回数	1回	年1回以上	協働推進課
		(2)相談窓口の周知回数	2回	年2回以上	
		(1)啓発活動の実施回数	1回	年1回以上	秘書広報課
		(2)人権相談の周知回数	12回	年12回	

(1) 現状と課題

市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、広報・啓発を行うとともに、市役所や教育の場等におけるハラスメント対策を実施してきましたが、事業所調査の結果では、各種ハラスメントの防止への取組については、従業員数が少ない小規模の事業所で「特に何もしていない」が全体で半数近くを占めています（図3-8）。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法*）」、「育児・介護休業法」及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法*）」において事業主がセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワー・ハラスメントの防止のため講ずべき措置が定められていることはもとより、ハラスメントは個人の尊厳を傷つける不当な行為であることから、引き続き事業所におけるハラスメント防止への対応の必要性を周知・浸透させていくとともに、事業所以外の場におけるハラスメントの防止に向けた取組も進めていくことが重要です。

図3-8 職場における各種ハラスメント防止のための取組【全体／従業員数別】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和5年9～11月実施）」

(2) 施策と事業

① 各種ハラスメントの防止に向けた意識啓発

No.	事業名	事業内容	事業担当課
26 20	あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発の推進 重点事業	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報やホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対しても啓発を行っていきます。	協働推進課
27 21	庁内等におけるあらゆるハラスメント対策	就労の場（市役所）、教育の場（学校）におけるあらゆるハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対する各種ハラスメント防止研修等を実施します。	職員課 教育指導課

② 早期発見と各種ハラスメント被害者への支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
28 22	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐとともに、相談内容に応じて適切な支援につなぐことができるよう、相談員をはじめとする職務関係者の資質向上・相談対応能力の強化を図ります。また、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営を行います。	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課 子ども育成課
29 23	庁内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場（市役所）、教育の場（学校）において各種ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。	職員課 教育指導課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
26 20	あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発の推進	(1)啓発活動の実施回数	1回	年1回以上	協働推進課
		(2)全戸配布する情報誌への記事の掲載回数	—	年1回	

基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題① 女性活躍の推進

(1) 現状と課題

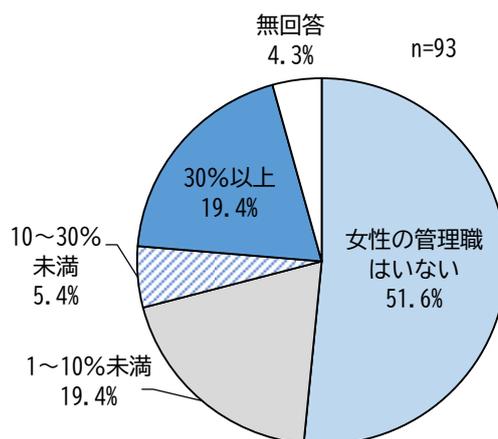
事業所調査の結果では、管理職に占める女性の割合については、「女性管理職はいない」とする事業所が約半数、国が目標とする女性管理職（係長相当職以上）が3割以上の事業所は全体の2割にとどまります（図3-9）。市役所における女性管理職（課長級以上）の登用状況についても、都の平均を下回っています（図3-10）。

また、国勢調査によると、本市の女性の労働力率は近年上昇傾向にありますが、子育て世代である20代後半～30代の女性の労働力率は、全国や都に比べ低い傾向にあります（図3-11）。

市民意識調査の結果では、女性が職業を持つことについて、前回調査と比較すると「再就職型（「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい）」が減少し、「就業継続型（「職業をもち続ける方がよい）」が大きく増加しています。また、「就業継続型」の割合は、国・都と同程度となっています（図3-12）。

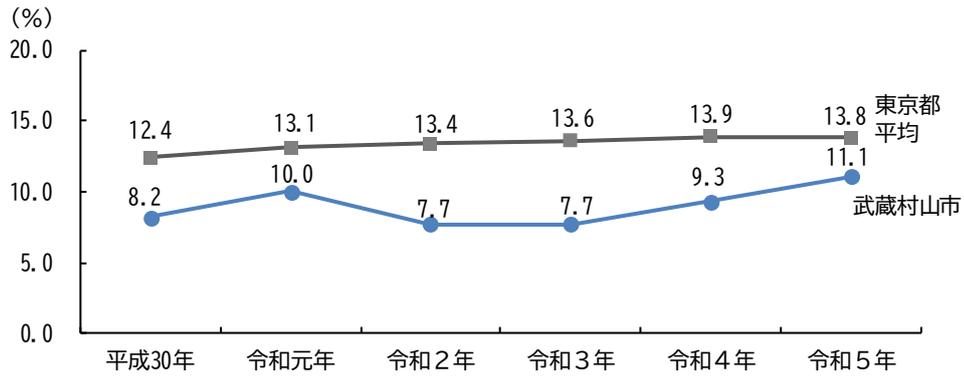
女性一人一人が、ライフステージに応じて自分に合った働き方を選択することができ、希望する働き方で職業を持つことができる環境を整えるとともに、男女がともに職場での意思決定過程へ参画していくことにより、女性の活躍を推進することが重要です。

図3-9 市内事業所の管理職に占める女性の割合



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和5年9～11月実施）」

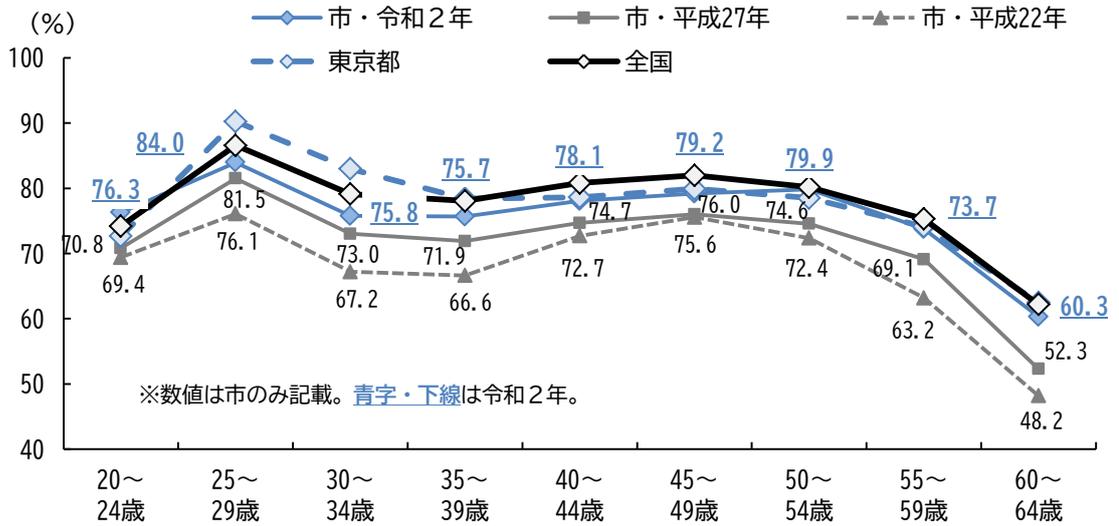
図3-10 市役所職員に占める女性管理職(課長級以上)の割合の推移



資料：「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

※管理職=部局長相当職+次長相当職+課長相当職

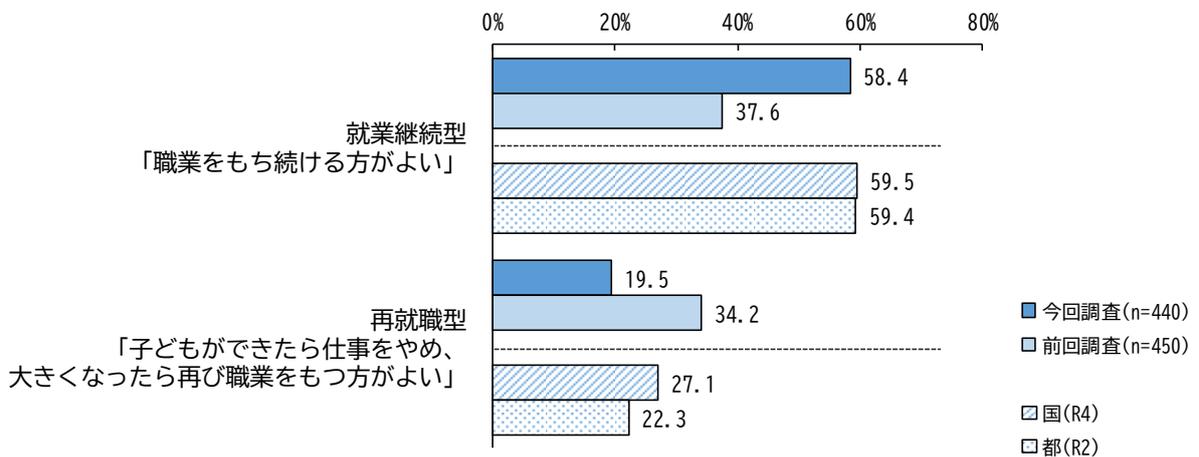
図3-11 女性の年齢階級別労働力率【経年比較/国・都(令和2年)との比較】



※数値は市のみ記載。青字・下線は令和2年。

資料：国勢調査

図3-12 女性が働くこと(就業継続型)と(再就職型)の割合【経年比較/国・都との比較】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査(令和5年9~11月実施)」

(2) 施策と事業

① 女性の活躍の場を広げるための支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
30 ①	【更新】 女性の復職・再就職 等に向けた支援 重点事業	復職・再就職を希望する女性に対して、その準備のためのマインドセットを行う講座や、相談を実施します。また、マザーズハローワーク立川等と連携し、仕事と育児・介護等の両立を目指す女性の就業支援の充実を図ります。	協働推進課 産業観光課
31 ②	【更新】 女性リーダーの育成 重点事業	女性リーダーの育成に向けた研修・講座の開催や、地域社会で女性のキャリア支援などを行うメンターバンクを創設することで、女性リーダーを育成し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見が的確に反映されることを目指します。	協働推進課
32 ③	女性の起業に関する 情報提供・支援	一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、関係機関と連携して支援します。	協働推進課
33 ④	農業、自営業への男女 共同参画	農業、自営業分野において女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	産業観光課

② 意思決定過程への女性参画の推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
34 ⑤	各種審議会等への女 性の参画促進 重点事業	本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。	全課
35 ⑥	市役所における女性 管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、管理職としての職務遂行能力があると認められる者を選考により昇任させ、女性職員の積極的な登用を図ります。	職員課
36 ⑦	女性教員の管理職登 用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。	教育指導課

No.	事業名	事業内容	事業担当課
37 8	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映するため、広聴機会の充実に努めます。	秘書広報課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
30 1	女性の復職・再就職等に向けた支援	講座・相談の実施回数／参加率	1回／40.0%	年2回以上／70%以上	協働推進課
		出張相談会（マザーズハローワーク等）の周知回数	3回	年3回以上	産業観光課
31 2	女性リーダーの育成	メンターバンク登録者数	—	30人 (令和11年度末)	協働推進課
34 5	各種審議会等への女性の参画促進	(1)審議会等委員に占める女性の割合	36.4%	40%以上 60%以下	全課
		(2)女性委員のいない審議会等の数（行政委員会を除く。）	4会議体	0会議体	

(1) 現状と課題

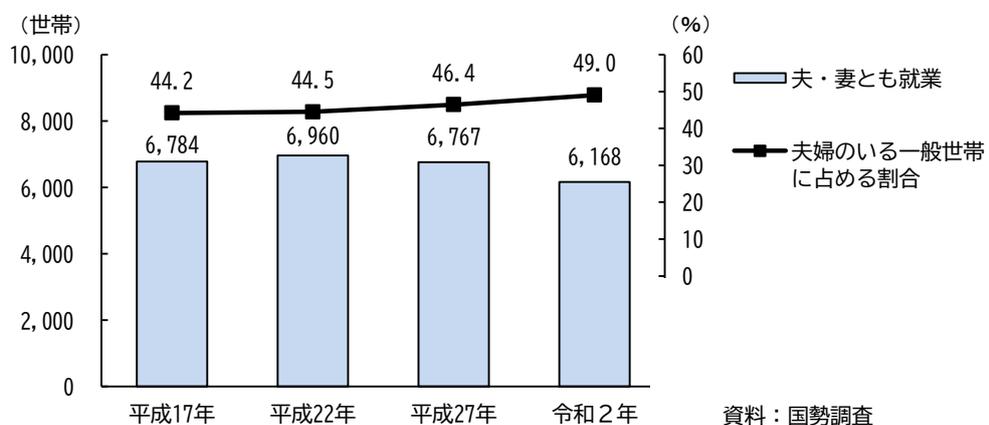
生産年齢人口の減少により社会の成長が阻害されることが懸念される中、活力ある持続可能な社会を実現するためにも、性別に関係なく誰もが能力を発揮できる環境を整備することが求められており、男女がともに仕事やその他の活動と家庭生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠となっています。

国勢調査によれば、本市の夫婦のいる一般世帯における「夫・妻ともに就業」(共働き)の割合は、平成17(2005)年から徐々に増加し、令和2(2020)年で49.0%と約半数の世帯が共働きとなっています(図3-13)。

一方で、市民意識調査の結果では、家庭での役割分担について「自分が中心になって行っている」割合は、全ての項目で女性が男性を上回ります。特に「炊事・洗濯・掃除などの家事」ではその差が大きく、女性にその負担が偏っていることがわかります(図3-14)。また、男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備として、「育児休業・介護休業制度を取得しやすい職場環境」、「上司や同僚に、女性が働くことや男性が家事・育児等に参加することについて、理解と協力がある職場環境」、「性別に関係なく、家事・育児等を行う家庭環境」が上位にあげられています(図3-15)。

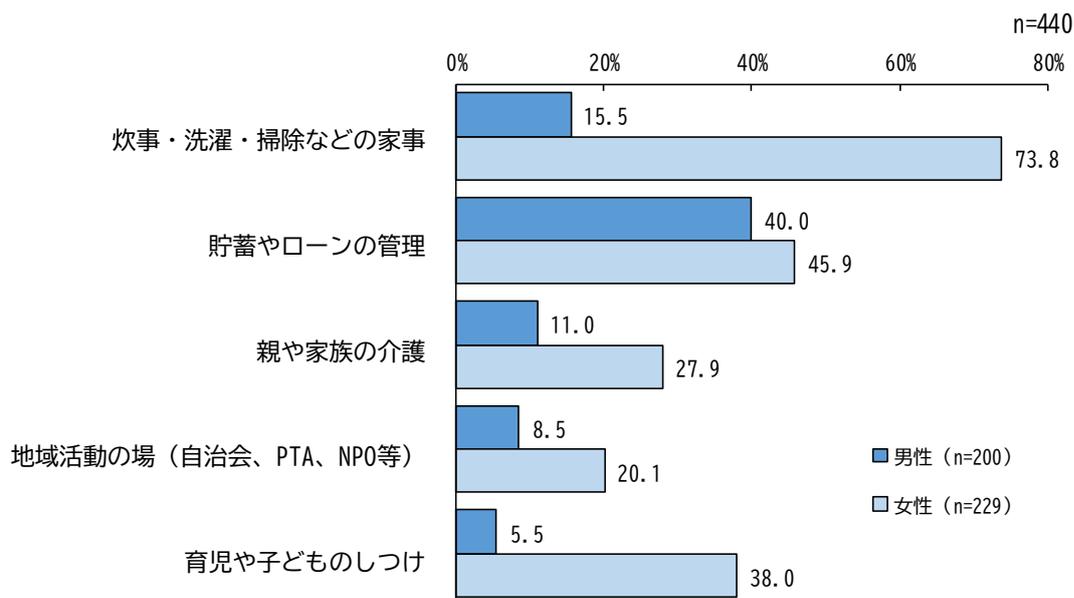
「女性活躍推進法」や「育児・介護休業法」等により企業においても柔軟な働き方や仕事と家事・育児・介護の両立に向けた制度の導入が進められつつありますが、ワーク・ライフ・バランスの実現・推進に向けて、より一層、育児休業・介護休業制度が利用しやすく、男性も女性も働きやすい職場環境となるよう、企業側の両立支援を促進するとともに、企業側・働く側双方の働き方についての意識の変革をもたらすような取組や、男性が家事・育児や介護に主体的に関わることができるような、実践的な知識や情報の発信が求められます。また、市民が利用できる子育てや介護に関する各種制度やサービスについての情報が必要なときに得られるよう情報提供を行うことも重要です。

図3-13 共働き世帯数及び割合の推移【経年比較】



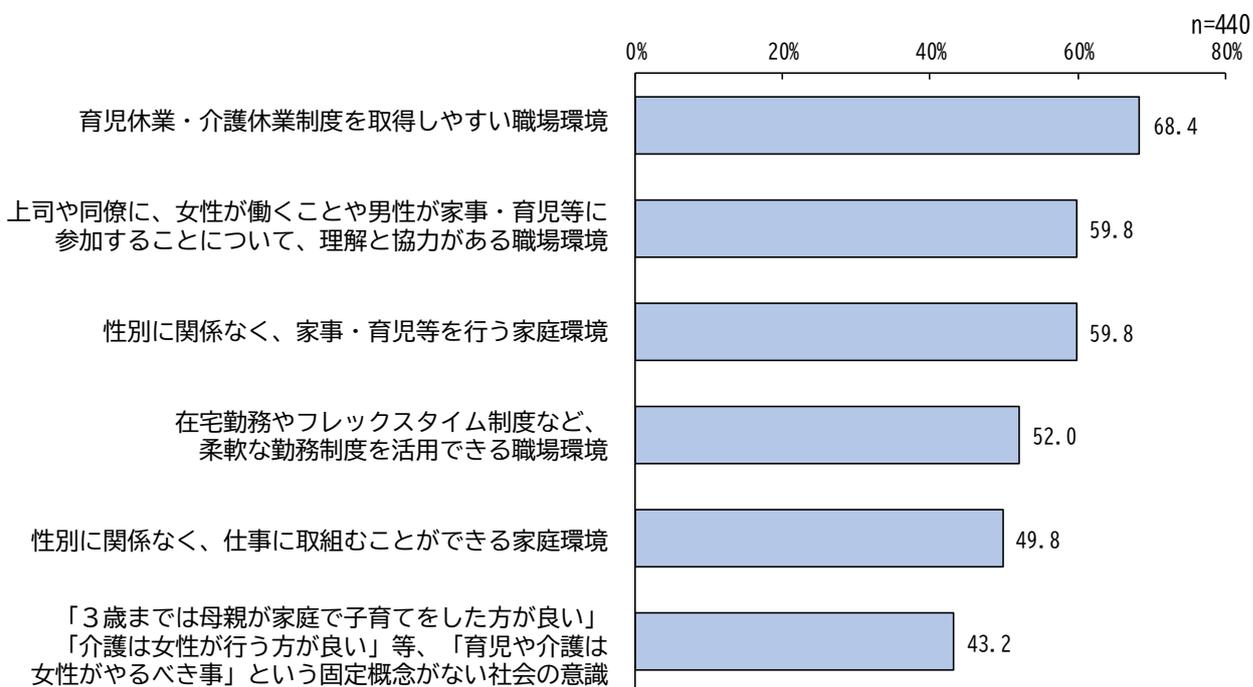
※夫婦の就業状況「不詳」を除き集計。

図3-14 家庭での役割分担「自分が中心になって行っている」割合【性別】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

図3-15 男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備(上位6項目)



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

(2) 施策と事業

① 男女がともに働きやすい職場環境づくり

No.	事業名	事業内容	事業担当課
38 11 17 18	就労環境の見直し推進に向けた啓発	市内事業所に対し、関係法令や育児・介護等に関する各種制度、多様な働き方等に関する情報提供を行い、就労の場における男女平等の取扱いの徹底や市民のワーク・ライフ・バランスの実現を支援するための啓発を行います。	産業観光課
39 19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 重点事業	ワーク・ライフ・バランス推進事業所*を認定し、市内・市外へPRを行います。認定企業をPRすることで、ワーク・ライフ・バランスの導入について支援とより一層の充実を図ります。	協働推進課
40 15	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	職員課 協働推進課

② 市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
41 13	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する各種制度や多様な労働形態に関する情報を周知して、市民一人一人が自らの生き方について考え、実践することを支援します。	協働推進課 産業観光課
42 13	仕事と育児・介護の両立に向けた各種支援	育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、保育・子育て支援サービスや介護サービスの利用ニーズを満たすための取組を進めていきます。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども育成課 子ども子育て支援課

③ 男性の家事・育児・介護への参画の促進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
43 9	男性の意識改革に向けた講座の開催	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。	協働推進課
44 10	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援	男性の育児休業取得の促進を図るとともに、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図るための啓発を行います。	協働推進課
45 16	育児休業・介護休暇取得に向けた環境づくり 重点事業	市職員が育児休業・介護休暇を取得しやすい環境にするため、育児休業・介護休暇関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員に対し、育児休業や介護休暇の取得を促します。	職員課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
39 19	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	新規認定事業所数	3事業所	15事業所以上 (5年度合計)	協働推進課
45 16	育児休業・介護休暇取得に向けた環境づくり	男性市職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者(2週間以上)の割合	37.5%	85%以上	職員課

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

主要課題① 地域社会での男女共同参画の推進

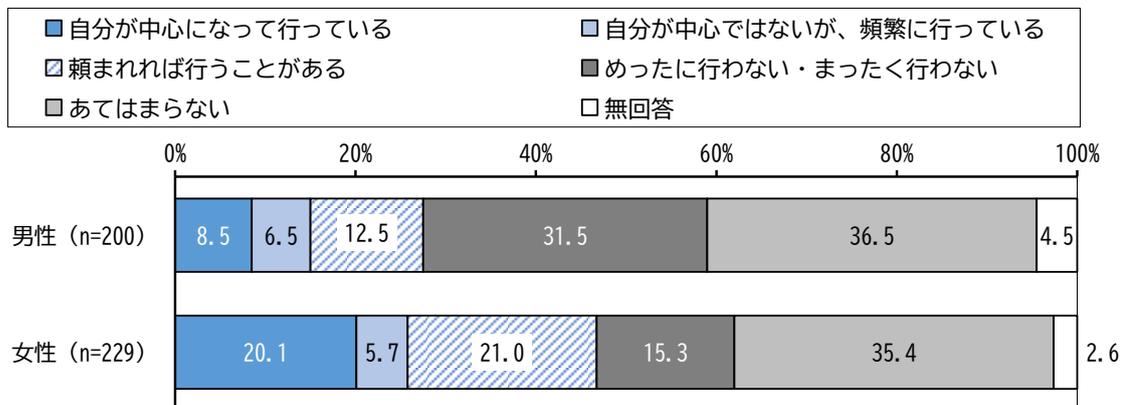
(1) 現状と課題

市民意識調査の結果では、家庭内での役割分担において、「地域活動の場（自治会、PTA、NPO等）」への参加は、男性の「めったに行わない・全く行わない」が女性を大きく上回り（図3-16）、特に40～60歳代の女性で「自分を中心になって行っている」割合が高くなっています。

一方で、市内の自治会長に占める女性の割合は、令和5（2023）年で55自治会中6自治会（10.9%）と低水準にとどまっており、実働は「女性」、組織のリーダーは「男性」という固定的な性別役割分担が依然として残っていることがうかがえます。

地域活動等の場面において男性、女性が共に参画することは、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすい地域社会の形成にもつながります。慣習やしきたりにとらわれず、誰もが活動の担い手として参加しやすい環境づくりを進めるとともに、女性がリーダーシップを発揮し、女性の視点から発言できる機会を創出することが必要です。

図3-16 家庭での役割分担「地域活動の場（自治会、PTA、NPO等）」への参加【性別】



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

(2) 施策と事業

○ 地域における男女共同参画の促進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
46 57	【更新】 地域活動における男女平等の啓発	地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、自治会、NPOなど地域活動の場において啓発活動を実施します。	協働推進課
47 58	【更新】 男女共同参画の推進を担う地域の団体等との連携 重点事業	男女共同参画に資する活動を行っている地域の団体等を洗い出し、意見交換や情報交換を行うことで、意識を高めるとともに、連携を強化します。	協働推進課
48 59	地域活動への支援	市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援して、地域活動における男女共同参画推進のきっかけづくりを行います。	協働推進課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
47 58	男女共同参画の推進を担う地域の団体等との連携	意見交換・情報交換を行う団体数	—	2団体以上	協働推進課

(1) 現状と課題

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性の違いなどが配慮されないといった課題が生じたことを踏まえ、国は、令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」として、基本的な考え方と地方自治体が災害対応に当たって取り組むべき事項を取りまとめ、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成・見直し、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取組を進めることにより、地域の災害対応力を強化していくことを促しています。

本市では、災害発生時に救援物資の配分や避難所運営等、性別によるニーズの違いに対応するために、防災会議委員として女性10名（29名中：34.5%）を登用しており、これは周辺の自治体と比較しても高い水準にあります（表3-1）。

今後も、性別をはじめ、年齢、障害の有無等により災害から受ける影響の違いなどに配慮された災害対応を図るため、引き続き、平常時から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策に取り組むとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず防災活動に取り組む人材を育成することが重要です。

表3-1 周辺自治体における防災会議委員に占める女性の割合(令和6年4月1日現在)

自治体名	女性委員数 (人)	総委員数 (人)	女性の割合 (%)
武蔵村山市	10	29	34.5
立川市	6	43	14.0
昭島市	6	37	16.2
福生市	4	29	13.8
東大和市	2	25	8.0
羽村市	2	27	7.4
瑞穂町	3	29	10.3

資料：協働推進課

(2) 施策と事業

○ 防災分野への女性参画の促進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
49 60	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	防災安全課
50 61	男女共同参画の視点による地域防災計画の推進	防災会議委員に女性を積極的に登用し、地域防災計画に男女共同参画の視点を反映します。	防災安全課
51 62	男女共同参画の視点による避難所運営の推進 重点事業	災害発生時の女性の人権を擁護するため、女性の視点・意見を反映した避難所管理運営マニュアルの整備を推進します。	防災安全課
52 63	女性の視点を踏まえた防災訓練・イベントの開催	女性の視点を生かした地域防災力の向上のため、男女共同参画に配慮した防災訓練やイベントを開催します。	防災安全課 協働推進課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
51 62	男女共同参画の視点による避難所運営の推進	避難所管理運営マニュアルに対する女性からの意見聴取回数	1回	年1回以上	防災安全課

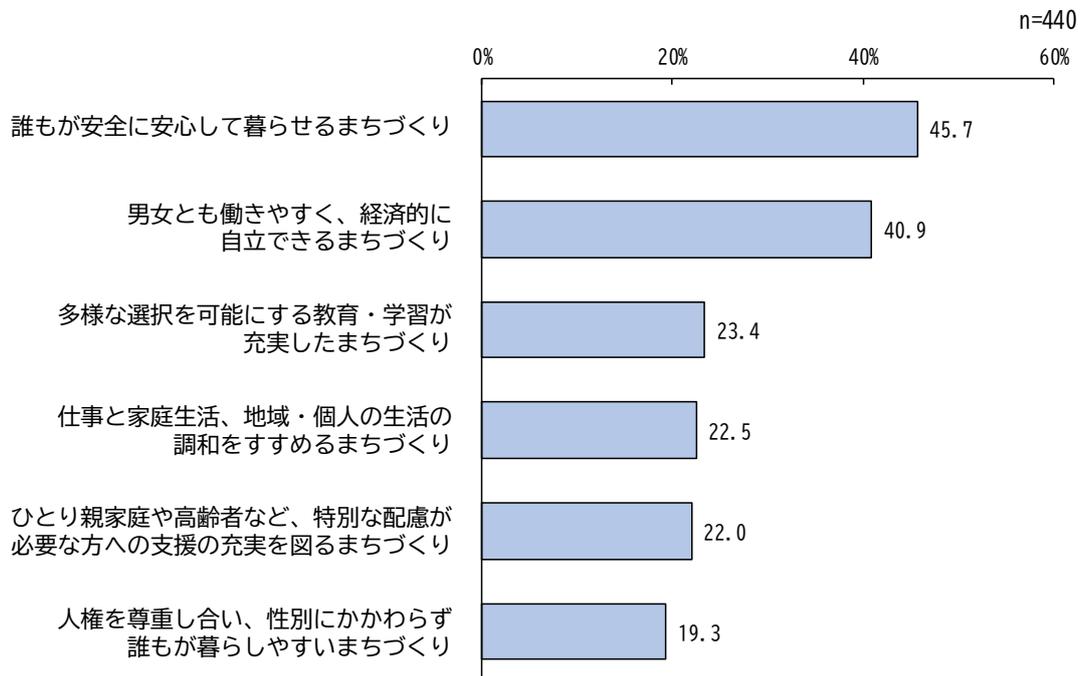
(1) 現状と課題

ひとり親家庭や障害があること、国籍や文化が異なること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあることから、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められています。

また、市民意識調査の結果では、男女共同参画社会を実現するために今後市が力を入れるべきこととして「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」が最も多くあげられています（図3-17）。

こうした状況を踏まえて、ひとり親家庭や高齢者、障害者、生活に困窮している人、外国人住民等、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活を送ることができる環境の整備に取り組むことが必要です。

図3-17 男女共同参画社会を実現するために今後市が力を入れるべきこと（上位6項目）



資料：「武蔵村山市男女共同参画に関する市民意識調査（令和5年9～11月実施）」

(2) 施策と事業

① さまざまな困難を抱える人への支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
53 14	【更新】 ひとり親家庭や生活に困難を抱える世帯への支援の充実	ひとり親家庭や障害者とその介助者、生活困窮者など生活上の困難を抱える世帯が地域で自立し、安心して生活できるよう、各種相談に応じて適切な支援につなげるとともに、家事・育児支援や就労支援を行います。	福祉総務課 障害福祉課 生活福祉課 子ども育成課 子ども子育て支援課
54 新	【新規】 ケアラー*への支援の充実 重点事業	心身に不調のある家族の介護・看病等をしている人や、過度に家族の世話や家事をしている子どもの孤立を防止し、負担を軽減するため、相談窓口等を周知し相談しやすい環境を整備するとともに、総合的な相談体制や支援体制の強化を図ります。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課 教育指導課

② 多文化共生の推進

No.	事業名	事業内容	事業担当課
55 55	国際交流の推進と国際理解の促進	市民一人一人が外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。	協働推進課 教育指導課 企画政策課
56 56	国際ガールズ・デー*に連動したイベントの開催	世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場の再認識と理解促進を図るとともに、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。	協働推進課
57 新	【新規】 外国人住民の暮らしへの支援	外国人住民が安心して暮らせるよう、市ホームページや暮らしに関する配布物等において多言語対応や「やさしい日本語*」の活用を進めるとともに、来庁時の窓口対応において、通訳タブレット等を使用し、不安や不便が生じないよう努めます。	全課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
54 新	ケアラーへの支援の 充実	家族介護者交流会の 開催回数	10回	年12回	高齢福祉課
		相談支援拠点の整備 か所数	2か所	3か所	障害福祉課
		ヤングケアラー・コー ディネーターの配置 人数	—	1人	子ども子育て 支援課
		スクールソーシャル ワーカーの配置人数	3人	4人以上	教育指導課

(1) 現状と課題

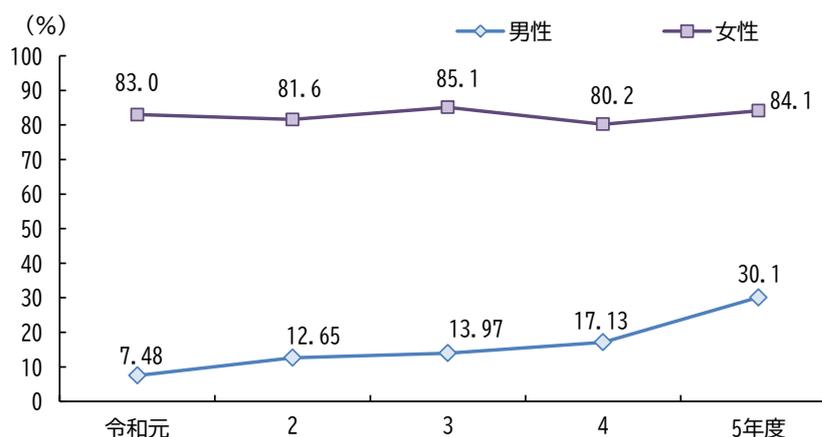
性別や年代にかかわらず健康に暮らせる社会であるためには、男女が互いの身体的な特徴を十分に理解し合うことが重要であり、乳幼児期、青年期、高齢期等のライフステージに加え、胎児期から高齢期に至るまでの一人一人の生涯（ライフコース）にも対応した心身両面における健康支援や相談体制の充実、性や健康づくりに関する情報発信が必要です。

さらに、女性は、妊娠や出産等、特有の問題を抱えることもあることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*の視点を踏まえ、安心して妊娠や出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、国が毎年度実施している「雇用均等基本調査」による全国の企業・事業所における育児休業取得率を見ると、令和元年度以降、女性は8割台で推移しているのに対し、男性は令和元年度に7.48%と低い水準にあったものが、令和5年度には30.1%まで上昇するなど（図3-18）、男性の育児参加が進みつつあり、育児・子育て中の男性に対する支援の必要性も高まっています。

こうした状況を踏まえて、男女が共に互いの性差やライフステージ・ライフコースに応じた健康について理解を深めつつ、生涯にわたって健康を維持・増進していくことを支援するための総合的な取組を推進していくことが重要です。

図3-18 育児休業の取得率(全国)



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

(2) 施策と事業

① 妊娠・出産への切れ目ない支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
58 52	【更新】 妊産婦のための相談 体制の充実 重点事業	妊産婦とそのパートナーが妊娠期から子育て期までに抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時等の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く相談窓口を周知するとともに、妊産婦・新生児等を訪問して指導・助言し、育児に関する相談を受けます。	子ども子育て支援課
59 新	【新規】 特に支援を要する妊産婦等への支援	若年、外国人、多子世帯等の支援を要する妊産婦に対し、グループ活動を通じて、育児の負担感や孤立感の軽減が図られるよう支援します。	子ども子育て支援課
60 51	【更新】 母子のための健診・健康相談の充実	妊婦・産婦健康診査や乳幼児健康診査、両（母）親学級等の実施により、妊産婦や乳幼児の健康についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、健康に関する相談を実施します。	子ども子育て支援課
61 48	【更新】 子育て世帯や妊娠・出産を迎える世代のための学習機会の提供の充実	子育て世帯や今後妊娠・出産を迎える世代が健康について学べるよう、講座や講演会等を開催します。講座や講演会等の開催に当たっては、より多くの市民が学習できるよう、働く市民も参加しやすい日時での実施を図ります。	子ども子育て支援課

② 性差・年代に応じた健康づくりの支援

No.	事業名	事業内容	事業担当課
62 53 54	【更新】 疾病の予防と健（検）診事業の充実	性差・年代による特性も考慮して各種がん検診や健康診査の充実に努めるとともに、健康に関する情報を提供して疾病に関する市民の正しい理解を支援し、がん等の疾病の早期発見・早期治療を図ります。また、広報の充実や受診しやすい体制づくりを図り、受診率の向上に努めます。	健康推進課 子ども子育て支援課
63 50	更年期を理解するための情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	健康推進課

No.	事業名	事業内容	事業担当課
64 49	心とからだの健康づくりの推進 重点事業	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ事業の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の事業の充実により、市民の体力の向上を図ります。	健康推進課 スポーツ振興課
65 51	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	健康推進課
66 新	【新規】 高齢者の健康づくりへの支援	高齢者の社会的孤立やフレイル*を予防し、健康で活動的な高齢期を過ごせるよう、身体機能や認知機能の維持・向上を図る健康教室や各種講座を開催します。また、身近な地域で行われる健康づくりや世代間交流の活動を支援します。	高齢福祉課 健康推進課

(3) 重点事業の数値目標

No.	事業名	目標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値	事業担当課
58 52	妊産婦のための相談体制の充実	乳児家庭全戸訪問事業実施率	99.1%	100%	子ども子育て支援課
64 49	心とからだの健康づくりの推進	健康教室の参加率	75.0%	80%以上	健康推進課
		(1)市主催事業の参加者数	延べ 2,086人	延べ 3,000人	スポーツ振興課
		(2)総合体育館の利用者数	延べ 79,663人	延べ 92,000人	

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制・連携体制

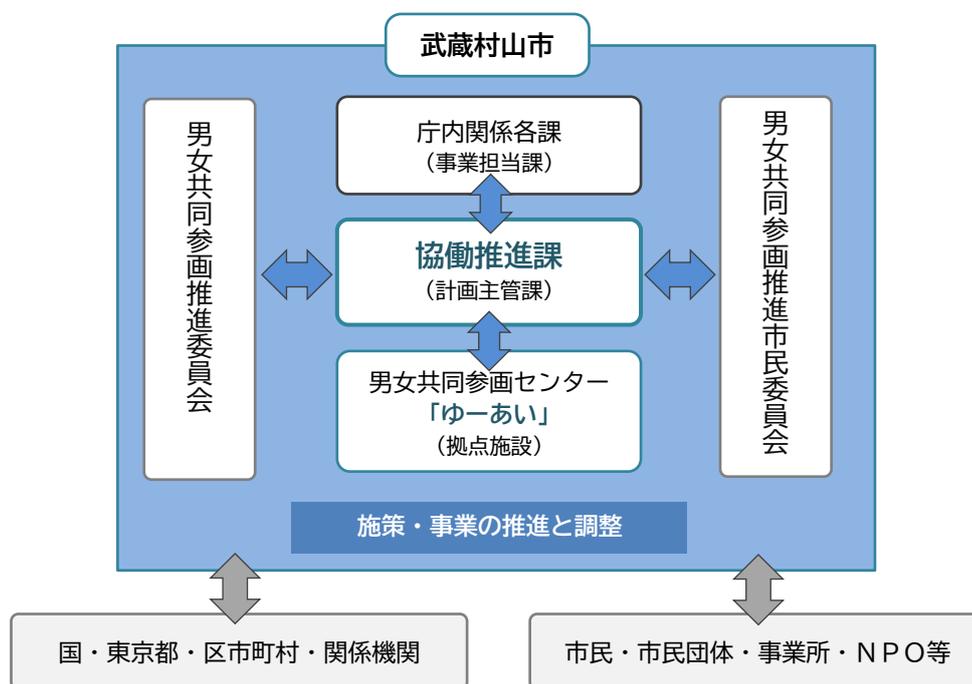
(1) 連携による計画の推進

本計画に掲げる事業は市内の多数の部門にわたっており、施策を効果的に展開するには、市内各課が連携して取り組むことが必要です。また、DV被害者支援、就業支援等、市内だけでは対応が難しい事業については、国、東京都その他の関係機関との連携が不可欠です。

また、あらゆる分野において男女平等を実現し、男女共同参画を推進するためには、市だけではなく、市民や市内事業者等が、それぞれの立場において、かつ、相互に協力して、取組を進めていくことが欠かせません。

本計画は、市民や市内事業者、関係機関等との連携を図り、市全体で取り組むための計画です。各事業担当課において市内連携を図りつつ本計画に掲げる各事業に取り組むとともに、市民、市内事業者、関係機関等と連携・協働して、本計画の着実な推進を図ります。

図4-1 計画の推進体制・連携体制



(2) 男女共同参画センター「ゆーあい」の浸透

緑が丘ふれあいセンター内にある男女共同参画センター「ゆーあい」は、本市の男女共同参画事業推進の拠点として、男女共同参画やダイバーシティ*の推進に関する情報及び学習機会の提供、資料・図書の展示や貸出し、相談事業等を行うほか、性別や世代に限定されない多様な人々とつながるきっかけとなるイベントなどを開催しています。

男女平等や男女共同参画に関連する普及啓発事業において中心的な役割を果たすことから、多くの市民が利用したくなるよう事業内容の充実を図るとともに、だれにも身近な施設となるよう周知・情報発信に努め、市民への浸透を図ります。

(3) 情報発信の強化

市民・市内事業者等と連携・協働して本計画を推進し、また、本計画に掲げる事業を効果のあるものとするには、本計画及び本計画に掲げる事業の認知度を向上させることが重要です。

このため、各事業の実施に当たっては、適切な手段を選択し、積極的かつ効果的な情報発信に努めます。

男女共同参画センター「ゆーあい」

男女共同参画センター「ゆーあい」は、本市の男女共同参画事業推進の拠点として、平成 18 (2006) 年 9 月に、緑が丘コミュニティセンター及び第一老人福祉館とともに、武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター内に開設された施設です。



●男女共同参画センター「ゆーあい」
ホームページ



武蔵村山市緑が丘 1460 番地都営村山団地 1111 号棟 1 階

電話：042-590-0755 午前 9 時から午後 10 時まで（休館日：第 1 月曜日）

2 計画の進行管理

本計画に掲げた事業については、PDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。

各事業担当課は、毎年度、各事業の進捗状況についてAからEまでの5段階で自己評価を行い、必要に応じて、各事業の実施内容や目標設定等を再検討し、改善することで、各事業の着実な進行を図ります。

各事業担当課の自己評価は、計画主管課（協働推進課）が取りまとめ、「武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会」に報告するとともに、同委員会の意見を附して、市ホームページ等で公表します。

図4-2 本計画の進行管理(PDCAサイクル)



資料編

1 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が

あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究そ

他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長と

して定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和5年5月19日法律第30号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条 の二内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条 の三都道府県は、基本方針に即して、当該都

- 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合においては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

- 第五条の二** 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
 - 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
 - 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議

を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当

該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。))に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報

をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)

(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

- 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている

住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令

(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会えることができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支

援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等を発する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定し

た申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を

発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二

百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所	調書

	書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該

関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用す

る第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正：令和4年3月31日法律第12号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二條—第二十九條)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

い。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二

十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限

る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研

究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組

を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を

推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の

女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告

を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法

第三十七条 第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 東京都男女平等参画基本条例

(平成12年3月31日条例第25号)

最終改正：令和4年6月22日条例第88号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十一条)

第三章 男女平等参画の促進(第十二条—第十三条)

第四章 性別による権利侵害の禁止(第十四条)

第五章 東京都男女平等参画審議会(第十五条—第十九条)

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共

に参画し、責任を分かち合うことをいう。

- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会

- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参

画に資するよう適切に対応するものとする。

第二章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(都の附属機関等における委員構成)

第十二条の二 都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、都の附属機関及びこれに類似する機関(以下「都の附属機関等」という。)の委員を選任するに当たっては、知事が別に定めるものを除き、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるよう努めなければならない。

2 都の附属機関等は、一つの性の委員のみで組織しないものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第五章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以上をもって組織する。

2 委員は、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるように選任しなければならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(令和四年条例第八号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都男女平等参画基本条例第十二条の二の規定は、この条例の施行後に選任される都の附属機関及びこれに類似する機関の委員について適用する。

5 武蔵村山市男女共同参画計画策定 市民懇談会設置要綱

(令和5年5月16日訓令(乙)第146号)

(設置)

第1条 武蔵村山市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な計画となる武蔵村山市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するため、武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 市民懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 計画の策定に当たり必要な調査・検討及び報告に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
 - (2) 武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱(平成12年武蔵村山市訓令(乙)第21号)第3条第2号又は第4号に規定する委員 5人
 - (3) 公募による市民(住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者に限る。) 4人
- 2 市長は、前項の規定により委員を委嘱しようとするときは、男性及び女性の数になるべく同数となるように配慮するものとする。

(座長及び副座長)

第4条 市民懇談会に、座長及び副座長1人を置く。
2 座長は前条第1項第1号に掲げる委員をもって充て、副座長は委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
3 座長は、市民懇談会を代表し、会務を総理する。
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民懇談会の会議は、座長が招集する。
2 市民懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 市民懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 市民懇談会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が市民懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

6 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会開催経過

回	開催年月日	審議内容
第1回	令和5（2023）年 6月5日（月）	○座長及び副座長の選任について ○会議の公開に関する運営要領の制定について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画の策定について
第2回	7月24日（月）	○市民意識調査・事業所アンケートについて
第3回	10月25日（水）	○武蔵村山市男女共同参画に関する調査報告概要版について
第4回	12月20日（水）	○武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会提言書について ○武蔵村山市第四次男女共同参画計画令和4年度推進状況調査報告書について
第5回	令和6（2024）年 2月8日（木）	○武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会提言書について ○武蔵村山市第四次男女共同参画計画令和4年度推進状況調査報告書について
第6回	3月19日（火）	○武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会提言書について ○武蔵村山市第四次男女共同参画計画令和4年度推進状況調査報告書について
第7回	5月31日（金）	○「武蔵村山市第五次男女共同参画計画」の策定に向けた提言について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画の構成（案）について ○提言書で掲げた基本目標に対応する現計画の事業について
第8回	6月14日（金）	○提言書で掲げた基本目標に対応する現計画の事業について
第9回	7月26日（金）	○武蔵村山市第五次男女共同参画計画の基本目標等について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第1章について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第2章について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第3章について
第10回	10月4日（金）	○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第3章について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第4章について

※以下、開催経過を追記します。

7 武蔵村山市男女共同参画計画策定市民懇談会委員名簿

区 分	氏 名	選出区分
座 長	諸橋 泰樹	識見を有する者
副座長	森本 秀子	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員
委 員	市川 真子	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員
委 員	椎野 芳拳	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員
委 員	中村 貴代	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員
委 員	堀上 みち子	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員
委 員	池村 進	公募市民
委 員	厨川 公資	公募市民
委 員	小山 直之	公募市民
委 員	谷原 輝美	公募市民

8 武蔵村山市男女共同参画 推進委員会設置要綱

(平成12年3月16日訓令(乙)第20号)

(設置)

第1条 男女平等の実現を図り、及び男女共同参画社会の形成を促進するための基本的な指針となる武蔵村山市男女共同参画計画(次条において「計画」という。)を策定し、並びに男女共同参画に関する施策(次条において「施策」という。)を効果的に推進するため、武蔵村山市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び施策の推進に関し必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財政部秘書広報課長、同部企画政策課長、総務部職員課長、同部防災安全課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部福祉総務課長、同部高齢福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども政策課長、同部子ども育成課長、同部子ども子育て支援課長、教育部教育指導課長、同部指導・教育センター担当課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は協働推進部長の職にある委員を、副委員長は子ども家庭部子ども子育て支援課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日訓令(乙)第8号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令(乙)第27号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日訓令(乙)第11号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月1日訓令(乙)第116号)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令(乙)第26号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日訓令(乙)第21号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令(乙)第29号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日訓令(乙)第156号)

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則(平成31年3月7日訓令(乙)第9号)

この要綱は、平成31年3月7日から施行する。

附 則(令和2年1月29日訓令(乙)第6号)

この要綱は、令和2年1月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日訓令(乙)第62号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令(乙)第50号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月3日訓令(乙)第170号)

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

9 武蔵村山市男女共同参画推進委員会開催経過

回	開催年月日	審議内容
令和6年度 第1回	令和6（2024）年 5月21日（火）	○「武蔵村山市第五次男女共同参画計画」の策定に向けた提言について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画の構成（案）について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画策定に係る今後のスケジュールについて
第2回	7月10日（水）	○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第1章について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第2章について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第3章について
第3回	8月22日（木）	○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第3章について
第4回	9月17日（火）	○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第3章について ○武蔵村山市第五次男女共同参画計画（素案）第4章について

※以下、開催経過を追記します。

10 武蔵村山市男女共同参画推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委 員 長	並木 篤志	協働推進部長	
副委員長	高橋 一磨	子ども子育て支援課長	
委 員	外園 元紀	秘書広報課長	
委 員	平崎 智章	企画政策課長	
委 員	宮川 敦	職員課長	
委 員	鈴木 哲人	防災安全課長	
委 員	前原 光智	産業観光課長	
委 員	小野 暢路	福祉総務課長	令和6年7月3日～
委 員	福井 則仁	高齢福祉課長	
委 員	持田 文吾	健康推進課長	
委 員	加藤 幸代	子ども政策課長	
委 員	里見 和行	子ども育成課長	
委 員	東口 孝正	学校教育担当部長 教育指導課長事務取扱	
委 員	加藤 由裕	指導・教育センター担当課長	
委 員	廣末 聡	文化振興課長	
委 員	鳥海 純子	スポーツ振興課長	

11 その他の市民参加

(1) 市民意識調査

- ① 調査対象 満 18 歳以上の市民
- ② 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用）
- ④ 調査期間 令和 5（2023）年 9 月 1 日～11 月 24 日
- ⑤ 回収状況 配布 1,200 人、有効回収数 440 人、有効回収率 36.7%

(2) 事業所調査

- ① 調査対象 市内事業所
- ② 抽出方法 国税局が公表する市内事業所データより抽出
- ③ 調査方法 郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用）
- ④ 調査期間 令和 5（2023）年 9 月 1 日～11 月 24 日
- ⑤ 回収状況 配布 300 社、有効回収数 93 社、有効回収率 31.0%

(3) パブリックコメント

パブリックコメントの概要を記載します。

12 用語集

ア行

用語	説明
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。 例えば「家事・育児は女性がするべきだ」、「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」のようなものが該当する。
育児・介護休業法	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のこと。育児休業・介護休業・子の看護休暇・介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児や家族の介護を行いやすくするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定める等により、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する。令和7年4月施行の改正では、「子の看護休暇の対象年齢を小学3年生まで延長・利用目的の拡大」「所定外労働の制限を小学校就学まで延長」「3歳未満の子を養育する労働者へのテレワーク導入の努力義務化」等が追加された。
LGBT	性的マイノリティを表す言葉の一つで、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(性的指向が男性と女性のどちらにも向く人)、トランスジェンダー(心と身体の性が一致しない人)の頭文字をとった言葉のこと。そのほか、クエスチョニング(自分自身の性のあり方を決められない、分からない、決めない等の人)、クィア(規範的ではないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉)をあらわす「Q」を加えた「LGBTQ」など、多様な性のあり方をあらわしている。
LGBT理解増進法	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」のこと。性的指向や性自認の多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念を定めるもの。
エンパワーメント	「力を付けること」の意。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

カ行

用語	説明
緊急一時保護施設 (シェルター)	民間団体が運営する暴力を受けた被害者が緊急・一時的に避難できる施設のこと。被害者の一時保護にとどまらず、相談への対応、被害者の自立へのサポート等、被害者に対する様々な援助を行う。NPOや社会福祉法人等の法人格を持つところもある。
ケアラー	心や体に不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人・知人などを無償でケアする人のこと。
国際ガールズ・デー	平成23年に国際連合が定めた「International Day of the Girl」のこと。女の子の権利や女の子のエンパワーメント(女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること)の促進を、広く国際社会に呼びかける日。毎年11月10日。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行

用語	説明
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」を指し、社会通念や慣習によって作り上げられた男性像や女性像のこと。
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラム（World Economic Forum）から毎年、公表される指数であり、経済、教育、健康、政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。
ジェンダー平等	性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。
女性支援新法	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」のこと。性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する法律であり、対象は年齢、障害の有無、国籍等を問わないものとされる。
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のこと。令和4年7月の改正では、自社の女性活躍に関する情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、当該項目の公表が義務づけられた。
ストーカー行為	身体の安全や住居等の平穏や名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法によるつきまとい等（恋愛感情等の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充たす目的で、その人や家族等に対して行うつきまとい、待ち伏せ、無言電話、連続した電話や電子メール等の行為）を同一のひとに対して繰り返して行うこと。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意思に反して行われる性的な嫌がらせのこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真等の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
SOGI（ソジ／ソギ）	「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとった言葉のことで、性的指向（人の恋愛感情や性的な関心がいずれかの性別に向かうかの指向）／性自認（自分がどの性別であるかの認識）のことをいう。

タ行

用語	説明
ダイバーシティ	「多様性」という意味で、人種や国籍、年齢、性別、障害の有無、価値観、宗教などの属性が異なる多種多様な人々がいる状態を指す。
男女共同参画社会基本法	平成11年6月に施行された法律。男女共同参画社会の形成に関して、基本理念を定め、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成12年12月に政府の男女共同参画推進本部において決定されたキャンペーン期間。 毎年6月23日から29日までの1週間を期間として、男女共同参画社会の形成の促進を図るための様々な行事等が全国で行われる。

用語	説明
男女雇用機会均等法	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。平成 29 年 1 月施行の改正では「妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務」が追加された。
デートDV	交際中の恋人の間で起こる暴力のこと。殴る、蹴る等の身体的暴力のほか、相手を思いどおりに支配しようとする態度や行為も含む。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力等がある。
DV防止法	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のこと。配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。「配偶者等」には、婚姻の届出をしていないいわゆる事実婚を含み、男性、女性を問わない。離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含む。また、「暴力」は、身体に対する暴力・これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
東京都パートナーシップ宣誓制度	令和 4 年 11 月に運用が開始した、パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、東京都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度。本市では市営住宅への入居申し込みにも活用されている。

ナ・ハ行

用語	説明
二次被害	犯罪等の被害者やその家族などが、被害後に司法機関での事情聴取や医療機関での受診時、相談時などに被害の様子を何度も説明させられたり、周囲の人々の心無い言葉や態度などで精神的苦痛を受けること。
パワー・ハラスメント	職場等で、地位や人間関係等での優位性を背景に、精神的・身体的な苦痛を受けること。
ハラスメント	嫌がらせやいじめにより、相手を不愉快な気持ちにさせたり、精神的・身体的苦痛を与え、人格や尊厳を侵害する行為を指す。
フレイル	加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態。早期に対策を行うことにより改善が見込まれる。

マ・ヤ行

用語	説明
マタニティ・ハラスメント	職場等で、妊娠・出産を理由に解雇されたり、精神的・身体的に嫌がらせを受けたりすること。
やさしい日本語	普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のこと。

ラ行

用語	説明
リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	女性自身が生涯を通じて健康を自己管理するとともに、子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ、何人産むかといった、性と身体を含む自分の人生について自己決定する権利を持ち、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権に関わる問題として捉える考え方のこと。
労働施策総合推進法	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のこと。昭和41年に制定された「雇用対策法」を改正し、労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として令和元年の改正により成立した。大企業に対するパワー・ハラスメント防止の義務付けとパワー・ハラスメント対策強化が図られたことで「パワハラ防止法」とも呼ばれる。令和4年4月からはパワー・ハラスメント防止義務が中小企業にも適用されている。

ワ行

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活（家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など）が、希望するバランスで展開できる状態。「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。